

企業誘致に係る奨励制度について

平成25年10月

鴨川市企画政策課

目 次

1	資料の目的	1
2	対象業種について	2
3	対象要件について	5
4	奨励措置について	8
5	雇用奨励について	9

1 資料の目的

企業誘致に係る奨励制度を設ける県内 37 市町村のうち、政令指定都市 1 市及び半島振興対策実施地域等における税制上の優遇制度のみを有する 4 町を除く **32 市町村**の奨励制度において、主たる項目である「対象業種」、「対象要件」、「奨励措置」及び「雇用奨励」の 4 区分について、本市の奨励制度との比較・検証を行い、現行の奨励制度を見直すための基礎資料とする。

(参考) 奨励制度を設置していない市町村：11 市 6 町

銚子市、市川市、船橋市、習志野市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市
八街市、山武市、酒々井町、栄町、神崎町、九十九里町、睦沢町、長柄町

『一般的な用語の解釈』

投下固定資産

企業が事業所の新設又は増設を行うために取得した地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 341 条に規定する土地、家屋及び償却資産をいう。

常時雇用者

企業と雇用契約を結んだ者であって、次のいずれにも該当するものをいう。

- ア 当該雇用契約が期間の定めのないものであること。
- イ 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 4 条第 1 項に規定する被保険者であること。

中小企業

中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。

新設

次のいずれかに該当する場合をいう。

- ア 市内に事業所を有しない企業が市内に新たに事業所を設置する場合
- イ 市内に事業所を有する企業が、事業拡大のため既存の事業所と異なる業種の事業所を市内に設置する場合

増設

市内に事業所を有する企業が、事業拡大のため既存の事業所を拡張し、又は現に行っている事業と同一の業種の事業所を新たに市内に設置する場合をいう。

2 対象業種について

「製造業」については全ての市町村において対象業種とし、以下、「研究所」、「情報サービス業」、「道路貨物運送業」の順となっており、新たな企業進出により期待される「税収増」及び「雇用創出」に貢献度が高いと目される業種を指定していることが見て取れる。

また、観光業など、地域特性を活かした業種を指定している団体も多い。

なお、本項目では、条例等に対象業種が明記されているもののみを取り扱うこととする。

(1) 本市の状況

工場、学校等の教育施設、遊園施設、ゴルフ場

(2) 県内市町村の状況

主な対象業種	市町村数 (適用率：%)	該当市町村
製造業	31 (100.0%)	館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、旭市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、大網白里市、多古町、東庄町、芝山町、一宮町、長生村、白子町、大多喜町、 鴨川市
研究所	17 (54.8%)	木更津市、松戸市、野田市、茂原市、佐倉市、旭市、柏市、流山市、袖ヶ浦市、印西市、白井市、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、大網白里市
情報サービス業	13 (41.9%)	館山市、木更津市、佐倉市、柏市、市原市、流山市、印西市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、長生村、大多喜町
道路貨物運送業	8 (25.8%)	木更津市、佐倉市、袖ヶ浦市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、大多喜町
旅館、ホテル	7 (22.6%)	館山市、松戸市、印西市、南房総市、香取市、いすみ市、大多喜町
卸売業	5 (16.1%)	松戸市、佐倉市、袖ヶ浦市、匝瑳市、いすみ市

※ 東金市は工業団地内を指定地域としており、業種について未指定であるため、これを除く31市町村を対象とする。

資料：千葉県「県内市町村の立地企業に対する優遇措置」

(3) 本市の企業誘致条例における対象業種について（製造業を除く）

① 教育施設

鴨川市、南房総市が対象業種として指定

市町村名	業種の詳細
鴨川市	学校等の教育施設
南房総市	高等教育機関、専修学校、各種学校

② 観光業（旅館、ホテルを除く）

鴨川市、館山市、印西市、いすみ市が対象業種として指定

市町村名	業種の詳細
鴨川市	遊園施設、ゴルフ場
館山市	スポーツ施設提供業、公園、遊園地、遊漁船業、動物園、植物園、水族館
印西市	公園、遊園地
いすみ市	観光を行う事業

(4) 前回会議において提案のあった業種について

① 新エネルギー関連施設

市原市、袖ヶ浦市、南房総市が対象業種等として指定

市町村名	対象要件	措置範囲	奨励期間	上限額
市原市 新産業立地 奨励金	投下固定資産総額 3億円以上	固定資産税相当額 の100分の50	5年間	総額5億円
袖ヶ浦市 環境対応型 設備投資奨 励金	投下固定資産総額 3億円以上（5千万円以上）	固定資産税相当額	3年間	1年間1億円
南房総市 環境推進奨 励金	投下固定資産総額 1億円以上（3千万円以上） 常時雇用者数 10人以上（3人以上）	国又はそれに 準ずる機関の 補助基準額 の10分の1	1回	500万円

※（ ）内は中小企業の要件

資料：千葉県「県内市町村の立地企業に対する優遇措置」

(参考) 再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の軽減措置

固定価格買取制度の認定を受けて取得された再生可能エネルギー発電設備について、新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分の固定資産税に限り、課税標準額を3分の2に軽減する。
(国策：地方税法附則第15条第37項)

② 医療、福祉

施設について対象業種としている市町村なし

●施設以外の医療・福祉関連産業（日本標準産業分類）

（製造業）

- 医薬品製造業
- 医療用機械器具・医療用品製造業
- 電気機械器具製造業（X線装置、医療用電子応用装置など）

（卸売業、小売業）

- 医療用機械器具卸売業
- 医薬品・化粧品等卸売業
- 医薬品・化粧品小売業

（研究所）

- 医学・薬学研究所

（５）対象から除外することが明記されている業種等について

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定により許可又は届出を要する施設
（館山市、松戸市、成田市、印西市、白井市、香取市、いすみ市）
- ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員が運営に関与していると認められる事業
（松戸市、香取市）
- ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）による許可又は届出を要する施設又はこれに類する施設
（印西市、香取市）
- ④ 不動産賃貸業の用に供する施設
（成田市、白井市）
- ⑤ 宗教活動又は政治活動を目的とする事業
（松戸市）
- ⑥ 大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）に規定する大規模小売店舗における小売業の用に供する施設
（成田市）

3 対象要件について

対象要件については、「投下固定資産総額」及び「常時雇用者数」の2つに大別される。

まず、投下固定資産総額については、「1億円以上」とする市町村が13団体と最も多く、次いで、「3億円以上」及び「5億円以上」がそれぞれ7団体となっている。

次に、常時雇用者数であるが、「30人以上」及び「10人以上」とする市町村がそれぞれ10団体と最も多い一方で、対象要件としない市町村が5団体を数えている。

なお、中小企業に対する対象要件の緩和措置を設けている市町村が6団体、増設に対する対象要件の緩和措置を設けている市町村が4団体あるなど、地域の実情に応じた弾力的な運用が図られている。

(1) 本市の状況

- * 投下固定資産総額：5億円以上
- * 常時雇用者数：50人以上
- * 中小企業に対する対象要件の緩和：なし
- * 増設に対する対象要件の緩和：常時雇用者数の要件（50人⇒なし）

(2) 県内市町村の状況

① 投下固定資産総額

設定要件	市町村数	該当市町村
30～700 億円以上	3	茂原市、市原市、印西市
10 億円以上	2	木更津市、袖ヶ浦市
5 億円以上	7	成田市、東金市、袖ヶ浦市、印西市、多古町、芝山町、 鴨川市
3 億円以上	7	野田市、茂原市、柏市、市原市、袖ヶ浦市、大網白里市、東庄町
2 億円以上	2	茂原市、白子町
1 億円以上	13	館山市、木更津市、佐倉市、柏市、勝浦市、流山市、君津市、富津市、白井市、富里市、南房総市、香取市、いすみ市
5 千万円以上	1	長生村
3 千万円以上	2	旭市、匝瑳市
1 千万円以上	2	一宮町、大多喜町
設定なし	1	松戸市

※ 複数の設定を有する市町村については、異なる区分に重複して掲載している

資料：千葉県「県内市町村の立地企業に対する優遇措置」

② 常時雇用者数

設定要件	市町村数	該当市町村
100～300 人以上	2	木更津市、茂原市
50 人以上	3	茂原市、白子町、 鴨川市
30 人以上	10	野田市、茂原市、成田市、東金市、旭市、柏市、大網白里市、多古町、芝山町、一宮町
20 人以上	3	木更津市、勝浦市、東庄町
10 人以上	10	松戸市、佐倉市、柏市、流山市、君津市、富津市、白井市、南房総市、香取市、いすみ市
5 人以上	4	館山市、佐倉市、富里市、匝瑳市
設定なし	5	市原市、袖ヶ浦市、印西市、長生村、大多喜町

※ 複数の設定を有する市町村については、異なる区分に重複して掲載している

資料：千葉県「県内市町村の立地企業に対する優遇措置」

(参考) 鴨川市の常時雇用者規模別事業所数

事業所規模	1人～9人	10人～29人	30人～49人	50人～	計
事業所数	1,835	250	37	43	2,165
構成比 (%)	84.8	11.5	1.7	2.0	100.0

※ 派遣従業者のみの事業所を除く

資料：経済産業省「平成21年経済センサス」

③ 中小企業に対する対象要件の緩和

館山市、市原市、袖ヶ浦市、南房総市、香取市、いすみ市が対象要件を緩和

市町村名	要件の緩和 (緩和前 ⇒) 緩和後	
	投下固定資産総額	常時雇用者数
館山市	(1億円以上 ⇒) 5千万円以上	(5人以上 ⇒) 2人以上
市原市	(30億円以上 ⇒) 1億円以上	設定なし
袖ヶ浦市	(5億円以上 ⇒) 1億円以上	設定なし
南房総市	(1億円以上 ⇒) 3千万円以上	(10人以上 ⇒) 3人以上
香取市	(1億円以上 ⇒) 5千万円以上	(10人以上 ⇒) 5人以上
いすみ市	(1億円以上 ⇒) 3千万円以上	(10人以上 ⇒) 3人以上

※ 市原市は「立地奨励金」、袖ヶ浦市は「新規立地奨励金」の区分について掲載

資料：千葉県「県内市町村の立地企業に対する優遇措置」

④ 増設に対する対象要件の緩和

鴨川市、館山市、茂原市、柏市が対象要件を緩和

市町村名	要件の緩和 (緩和前 ⇒) 緩和後	
	投下固定資産総額	常時雇用者数
鴨川市	5億円以上	(50人以上 ⇒) 要件なし
館山市	(1億円以上 ⇒) 5千万円以上	(5人以上 ⇒) 要件なし
(中小企業)	(5千万円以上 ⇒) 2千万円以上	(2人以上 ⇒) 要件なし
茂原市	(2億円以上 ⇒) 5千万円以上	(30人以上 ⇒) 15人以上
柏市	(3億円以上 ⇒) 1億円以上	10人以上

※ 奨励制度において新設以外に増設の要件を設けている市町村数 32団体中20団体

資料：千葉県「県内市町村の立地企業に対する優遇措置」

4 奨励措置について

奨励措置のうち措置範囲については、「固定資産税相当額」の範囲内としている市町村が多い。
また、奨励期間については、「3年間」の設定をしている市町村が 20 団体と最も多く、次いで「5年間」の設定が 15 団体となっている。

(1) 本市の状況

措置範囲：固定資産税収納額に相当する額の範囲内

奨励期間：3年以内（2年延長の特例あり）

(2) 県内市町村の状況

① 措置範囲

設定要件	市町村数	該当市町村
固定資産税及び都市計画税相当額	7	館山市、(松戸市)、佐倉市、(柏市)、流山市、君津市、白井市
固定資産税相当額	24	木更津市、(野田市)、(茂原市)、成田市、東金市、旭市、勝浦市、(市原市)、富津市、(袖ヶ浦市)、(印西市)、富里市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、大網白里市、多古町、東庄町、(長生村)、白子町、長南町、大多喜町、 鴨川市
町民税相当額	1	一宮町

※ () 内の市町村については、措置率、上限額の設定あり

資料：千葉県「県内市町村の立地企業に対する優遇措置」

② 奨励期間

設定要件	市町村数	該当市町村
15年間	1	茂原市
7年間	3	佐倉市、流山市、印西市
5年間	15	木更津市、茂原市、佐倉市、旭市、勝浦市、市原市、流山市、君津市、印西市、白井市、南房総市、匝瑳市、香取市、いすみ市、大多喜町
4年間	1	茂原市
3年間	20	館山市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、柏市、富津市、袖ヶ浦市、富里市、大網白里市、多古町、東庄町、芝山町、一宮町、長生村、白子町、 鴨川市
1年間	2	柏市、長生村

※ 複数の設定を有する市町村については、異なる区分に重複して掲載している

資料：千葉県「県内市町村の立地企業に対する優遇措置」

5 雇用奨励について

雇用奨励制度とは、前述の奨励制度の対象となる企業が、操業開始に伴い新たに一定期間以上雇用した住民の人数に応じ、原則1回限りの奨励金を交付するものであり、以下の15団体において制度化されている。

継続雇用期間の要件については、1団体を除く14団体が「1年以上」としている。

なお、1人当たりの奨励金額については、「10万円」とする市町村が10団体と最も多く、他では大多喜町の「50万円」、南房総市の「60万円」が突出している。

また、上限額については、館山市、南房総市といった県南地域において比較的高めに設定されているとともに、約半数にあたる7団体では上限額自体を設定していない。

市町村名	継続雇用期間の要件	1人当たり奨励金額	上限額
館山市	1年以上	10万円	2,000万円
茂原市	要件なし	10万円	1,000万円
成田市	1年以上	10万円 (非正規雇用者5万円)	設定なし
佐倉市	1年以上	10万円	設定なし
市原市	1年以上	10万円	設定なし
流山市	1年以上	20万円	600万円
君津市	15か月以上	30万円	設定なし
袖ヶ浦市	1年以上	10万円	設定なし
印西市	1年以上	10万円 (障害者20万円)	1,000万円
白井市	15か月以上	10万円 (障害者30万円)	設定なし
富里市	1年以上	10万円	設定なし
南房総市	1年以上	60万円	3,000万円
香取市	1年以上	15万円	1,500万円
いすみ市	1年以上	10万円	1,000万円
大多喜町	1年以上	50万円	1,000万円

資料：千葉県「県内市町村の立地企業に対する優遇措置」